

育児休業延長に関する確認書

育児休業明けに入園を希望しているが、待機になった場合は育児休業の延長が可能なかたは、本書類をご提出いただくことで下表のとおり一部書類の提出を省略できます。

なお、指数を減点して選考し、内定しなければ入所保留（待機）通知書を交付します。復職が必要なかたで減点せずに本来の指数で入園選考を希望される場合は提出不要です。

下表の書類は、「保育施設入園のご案内」における「6. 申込に必要な書類」です。

書 類	備 考
教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書	省略できません。 (表裏すべて省略不可)
保育施設に関する誓約書兼同意書	省略できます。
世帯調書	省略できます。
児童調書	省略できます。
就労証明書	省略できません。 保護者それぞれの証明が必要です。
所得を証明する書類 (海外での収入があるかたのみ)	省略できます。
住居の賃借契約書等 (転入予定のかたのみ)	省略できません。また、世帯調書裏面の「転入予定のかた」にご記入のうえご提出ください。
申込児童の健康保険証の写し (転入予定のかたのみ)	省略できません。
マイナンバーカードまたは通知カード (転入予定のかたのみ)	省略できません。
本人確認書類の写し (郵送申込の場合のみ)	省略できません。
育児休業延長に関する確認書	本紙
その他必要書類	省略できます。

育児休業の延長が可能のため、指数を減点し、選考することを了承します。

年 月 日

育児休業取得者名

減点せずに本来の指数で入園選考を希望される場合、入園希望月の前月5日まで（5日が日曜・祝日にあたる場合は、翌開庁日）に、省略した書類を子ども総合窓口へご提出ください。ただし、令和7年（2025年）1～3月の入園希望の場合は締切が異なります。詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。